

令和6年度光市市民活動補償制度保険料仕様書

1 契約名

令和6年度光市市民活動補償制度保険料

2 契約場所

光市地域づくり推進課 光市島田四丁目14番3号

3 保険契約者

光市

4 保険・補償内容

以下の内容及び補償額を満たすもの

(1) 傷害事故

補償金の種類 (1人当たり)	支給事由	補償金額
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡したとき。	5,000,000円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じたとき(その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかったときは、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定されたとき。)。	後遺障害の程度により、死亡補償金の3~100%
入院補償金 (手術補償金)	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を來したため入院による治療を受けたとき(当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。)。	入院1日につき 3,000円 (手術補償金は、保険契約に適用される約款に定める額)
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を來したため通院による治療を受けたとき(当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。)。	通院1日につき 2,000円

(2) 賠償事故

補償金の種類	補償金支払限度額	自己負担金
身体賠償	1人当たり限度額 60,000,000円 1事故当たり限度額 300,000,000円	5,000円
財物賠償	1事故当たり限度額 5,000,000円	5,000円
受託物賠償	1事故当たり限度額 3,000,000円	5,000円

5 補償の対象とする活動

光市市民活動補償制度要綱（平成18年光市告示第90号。以下「要綱」という。）に定められた活動（別表参照）及びこれらのための準備活動を対象とするもので、団体の事前登録が不要であること。

また、「傷害事故」の対象には、熱中症によるものを含むこと。

6 補償の対象とする事故及び対象としない事故

要綱に定められた事故

7 保険契約期間

令和6年5月1日午後4時から令和7年5月1日午後4時まで

8 保険料の支払

市は、前払金として、年間保険料を受託者の請求に基づいて、その請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

9 保険料の確定

契約の時点で年間の保険料が確定され、保険期間経過後の確定精算手続が不要であること。

10 補償金請求事務等に関する役割

(1) 保険会社の役割

ア 保険金請求書等の書類一式は、保険会社が作成し、市の合意を得たものを使用する。

イ 賠償事故で示談交渉が必要な場合は、当事者間で円満に事故解決ができるよう助言をしたり、協力したりするものとする。

ウ 補償の対象とすべき活動か否かの判断を市が行う際に、助言をしたり協力したりするものとする。

エ 補償対象者へ保険金請求書等の書類一式を送付する。

(2) 市の役割

- ア 市は、市民活動団体等から提出された事故報告書を保険会社へ送付する事務を行う。
- イ 補償の対象とすべき活動か否かの判断を行う。

1.1 補償金の支払

補償金の支払は、補償対象者を補償金請求者として、補償金請求者が請求書類を保険会社へ提出の上、補償金請求者が指定する金融機関の口座に、保険会社から直接支払うこと。

なお、支払に当たっては、その補償金の種類、受取人、口座、支払額、支払日等を補償金請求者及び市に速やかに通知すること。

1.2 光市の概要

- ア 人口 48,755人（令和6年2月29日現在、外国人住民を含む。）
イ 面積 92.13km²

1.3 市民活動補償制度の取扱件数及び支払額

年度	賠償事故		傷害事故		合計	
	円	件数	円	件数	円	件数
平成25年度	90,378	3	496,000	3	586,378	6
平成26年度	104,123	1	843,000	6	947,123	7
平成27年度	102,762	1	133,000	5	235,762	6
平成28年度	36,440	2	18,000	3	54,440	5
平成29年度	102,012	3	178,000	11	280,012	14
平成30年度	93,064	1	191,000	2	284,064	3
令和元年度	128,109	2	148,000	6	276,109	8
令和2年度	0	0	138,000	1	138,000	1
令和3年度	43,020	2	135,000	4	178,020	6
令和4年度	35,150	1	171,125	6	206,275	7

1.4 その他

業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(別表)

市民活動保険の対象となる活動例

活動の種類	対象となる活動の内容
1 地域社会活動	(1) コミュニティ活動（地区文化祭、地区運動会、地区球技大会、地区夏まつり、地区敬老会等） (2) 自治会活動（配布物・回覧、掲示物貼り付け、道路・側溝・排水溝・ごみステーション等の清掃、ゴミ当番、盆踊り、募金等） (3) 環境美化活動（公園の草刈・清掃、花壇づくり、道路・河川・海岸の清掃等） (4) 防犯活動（防犯パトロール、暴力追放の啓発等） (5) 防火・防災活動（防火・防災訓練実施等） (6) 交通安全活動（交通安全立哨、春・秋の交通安全運動等） (7) その他これらに類する活動
2 社会教育活動	(1) スポーツ・レクリエーション活動（各種スポーツ大会、スポーツ教室、レクリエーション大会等） (2) 文化活動（伝統文化の継承・振興、文化活動の普及・指導・研修・研究会等） (3) その他これらに類する活動（ただし、危険度の高いスポーツは対象外とする。）
3 児童・青少年健全育成活動	(1) 児童援護（託ボランティア、母親クラブ又は子ども会等の子育て支援活動等） (2) 青少年健全育成（非行防止パトロール、不登校児教育、ボーイ・ガールスカウト等） (3) その他これらに類する活動
4 社会福祉活動	(1) 高齢者援護（家庭訪問、家事援助、配食サービス等） (2) 障害者援護（外出援助、手話通訳、点訳等、骨髄バンク登録推進等） (3) 福祉施設援護活動（建物修理、清掃、機能回復訓練の介助、送迎の介助、カウンセリング、慰問、行事の手伝い、習い事指導等） (4) その他これらに類する活動
5 環境保全活動	(1) ゴミ減量化、リサイクル活動 (2) 森林保全等の自然保護 (3) その他これらに類する活動
6 国際交流活動	(1) 国際化の推進（在住外国人との交流、留学生支援等） (2) 国際相互理解、友好親善（通訳ボランティア等） (3) その他これらに類する活動
7 保健衛生活動	(1) 食生活改善活動 (2) 献血推進活動 (3) 病気予防（成人病予防、エイズ予防等） (4) その他これらに類する活動
8 市及び市が出資した法人又は市に準ずる団体が行う事業又は行事	(1) 各種行事、各種講座、講演会、防災訓練等 (2) その他これらに類する事業又は行事
9 捜索活動	(1) 市民等が行方不明となった場合、市民活動団体等が会員の協力を得て行う捜索活動（ただし、山岳等の危険が伴う捜索は対象外）

これらの活動に当たって、自助的な活動や懇親のみを目的とした活動は対象外とする。